



当局使用欄

受領日

欧州特許庁宛て

欧州段階移行(指定/選出局としての欧州特許庁)

欧州出願番号、これが不明の場合は PCT 出願又は PCT 公開番号

出願人又は代理人の照会情報(最高 15 キーストローク)

1.

出願人

出願人に関する指示は国際公開に含まれる、又は国際公開後に国際事務局により記録される。

国際事務局によりまだ記録されていない変更点は別紙に記載。

出願人に関する指示で欠けているものは別紙に記載。

通信用住所

(注釈 II、1 参照)

出願人の照会情報

2.

代理人

氏名と事業所住所

(欧州特許登録簿に記載され、連絡事項を通知する、代理人又は代理人組を1つだけ記入してください)

| | |
|-----------|------------|
| | |
| 電話 | FAX |

その他代理人を別紙に記載

3.

認可状

認可状を添付。

一般認可番号:

| |
|--|
| |
|--|

一般認可状は提出済み、ただし未登録。

PCT 受理局としての欧州特許庁に提出された認可状に欧州段階を明記。

4.

審査要請

4.1 EPC 第 94 条のもと出願の審査をここに要請します。審査料金を支払ます(支払済み、今後支払)。

許容非 EPO 言語による審査の要請
(注釈 III、19.2 参照):

| |
|--|
| |
|--|

4.2 出願人は EPC 規則 70(2)のもと出願手続き続行について問い合わせを受ける権利を放棄する

5.

コピー

補充欧州調査報告書に引用された文書の追加コピーを要請

追加コピー数

| |
|--|
| |
|--|

出願人の照会情報

| |
|--|
| |
|--|

6. 欧州特許庁面前手続きと追加料金計算のための文書

6.1 指定局(PCT I)としての欧州特許庁の面前手続きは下記文書に基づく:

国際事務局により公開される出願文書(全クレーム、明細書、図面を含む)、PCT 第 19 条のもと補正クレームを適宜含む

同封の補正により差し替えられる場合を除く。

7 ページの表を参照してください。

6.2 選出局(PCT II)としての欧州特許庁の面前手続きは下記文書に基づく:

国際予備審査報告書の基礎となる文書、附属書を含む

同封の補正により差し替えられる場合を除く。

7 ページの表を参照してください。

欧州特許庁が国際予備審査機関として試験報告書を受領した場合は、欧州特許庁面前手続きの基礎としてそれらの試験報告書が使用される。

7. 翻訳

欧州特許庁公式言語(英語、フランス語、ドイツ語)のいずれかによる翻訳(ばつ印がついたもの)を同封

(a) 指定/選出局(PCT I + II)としての欧州特許庁の面前手続き:

7.1 当初提出された国際出願(明細書、クレーム、図面内の字句)の翻訳、公開された要約書の翻訳、PCT 規則 13bis.3 及び 13bis.4 のもと生体物質に関する指示の翻訳

7.2 優先権出願の翻訳(欧州特許庁の要請がある場合に限り提出、EPC 規則 53(3))

7.3 当初提出された国際出願が先願の完全翻訳であることをここに宣言する(EPC 規則 53(3))

(b)加えて、指定局(PCT I)としての欧州特許庁面前手続き:

- 7.4 補正クレームの翻訳と PCT 第 19 条による陳述書の翻訳(補正クレームが欧州特許庁面前手続きの基礎となる場合)

(c)加えて、選出局(PCT II)としての欧州特許庁面前手続き:

- 7.5 国際予備審査報告書の附属書の翻訳

8. 生物物質

- 発明は EPC 規則 31 のもとで預託された生物物質を使用する、及び/又は同生物物質に関係する。

- EPC 規則 31(1)(c)記載の情報(不明の場合は預託機関と預託者の識別情報(番号、記号、その他))は国際公開又は第 7 節のもとで提出される翻訳にて提示(下欄にページ/行を記入)

| |
|--|
| |
|--|

預託機関発行の預託受領書

- 同封
- 後ほど提出
- EPC 規則 33(2)に従い要請者からの契約権利放棄状を添付

9. ヌクレオチド及びアミノ酸配列

- 9.1 PCT 規則 5.2 及び 13ter、EPC 規則 30 及び 163(3)による品目は欧州特許庁に提出済み

- 9.2 配列リストを本状とともに提供(ペーパー提出)。

- 9.3 所定の電子データ記録媒体を同封。

- 電子データ記録媒体に記録された情報は、ペーパー提出される配列リストと同一である。

- 9.4 配列リストに出願の内容から外れる事柄は含まれていない。

| |
|--|
| |
|--|

10. 締約国指定

国際出願で指定される国際特許出願時の全 EPC 締約国¹が指定国とみなされます²(EPC 第 79(1)条参照)。

11. 欧州特許拡張

本願は、欧州特許出願とこれに付与される欧州特許を、国際出願で指定される非 EPC 締約国へ拡張するための要請とみなされ、これにより国際出願の提出日に拡張協定が発効します³。ただし所定の期限内に拡張料金が支払われなければ、要請は取り下げられたものとみなされます。

下記国の料金を支払う意向がある。

注: 支払期限が切れる前に欧州特許庁が別段の指示を受ける場合を除き、ここで指定された国に限り、自動引き落とし手続きによる拡張料金の引き落としが行われます。

- アルバニア
- ボスニア・ヘルツェゴビナ
- クロアチア
- マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
- セルビア
- | | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

⁴

| |
|--|
| |
|--|

12. **自動引き落とし依頼**
(EPO 預金口座保有者のみ)

自動引き落とし手続きの制度により下記預金口座から料金、費用を引き落とすことを、ここに欧州特許庁に許可する。

口座番号・名義人

13. 払い戻しは下記 EPO 預金口座に行う。

口座番号・名義人

14. **場所/日付**

出願人又は代理人の署名

署名の下に氏名を活字体ではっきり書いて下さい。
法人の場合は役職名もご記入下さい。

一般認可状(下欄に番号を記入)を所持する従業員(EPC 第 133(3)条)

出願人の照会情報

書式 1200.3 の第 6 節に関する表

2009 年料金体系に関する 2009 年 1 月 26 日付欧州特許庁通告に従い(OJ EPO 2009、118、EPO 審査指針、2009 年 4 月、A-III、13.2)、本欧州特許出願ページの追加料金(第 2 条、第 1a 項、料金に関する規則)は次のとおり計算されます。

| 欧州特許庁面前手続き(EPCR. 159(1)(b))と追加料金計算のための文書 (第 2 条、第 1a 項、RFee). ⁵ | | ...乃至...ページ ⁶ | ページ数 ⁷ |
|---|------|--------------------------|-------------------|
| 公開国際出願 (補正クレームを含む、PCT 第 19 条) | 明細書 | | |
| | クレーム | | |
| | 図面 | | |
| | 要約書 | | |
| 補正クレーム、PCT 第 19 条、別途公開 | | | |
| 補正、PCT 第 34 条 | 明細書 | | |
| | クレーム | | |
| | 図面 | | |
| 欧州段階移行に際し提出される補正 | 明細書 | | |
| | クレーム | | |
| | 図面 | | |
| 合計ページ数 | | | |
| 料金免除ページ(第 2 条、第 1a 項、RFee) | | | -35 |
| 支払対象ページ数 | | | |
| | | (×1 ページ当たり 12 EUR) | |
| 合計支払額 | | EUR | |

脚注

- 1 本書式の印刷時点で36の締約国がありました。具体的には次のとおりです。
AT オーストリア、BE ベルギー、BG ブルガリア、CH/ LI スイスとリヒテンシュタイン、CY キプロス、CZ チェコ共和国、DE ドイツ、DK デンマーク、EE エストニア、ES スペイン、FI フィンランド、FR フランス、GB イギリス、GR ギリシア、HR クロアチア、HU ハンガリー、IE アイランド、IS アイスランド、IT イタリア、LT リトアニア、LU ルクセンブルグ、LV ラトビア、MC モナコ、MK マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、MT マルタ、NL オランダ、NO ノルウェー、PL ポーランド、PT ポルトガル、RO ルーマニア、SE スウェーデン、SI スロベニア、SK スロバキア共和国、TR トルコ
- 2 以下の国々については記載の日付以降に国際出願で指定される場合に限り可能: ポーランド 2004年3月1日、アイスランド 2004年11月1日、リトアニア 2004年12月1日、ラトビア 2005年7月1日、マルタ 2007年3月1日、ノルウェー 2008年1月1日、クロアチア 2008年1月1日、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 2009年1月1日。
- 3 該国との拡張協定が有効であったときに提出される国際出願で指定された場合に限り可能: アルバニア 1996年1月1日から、ボスニア・ヘルツェゴビナ 2004年12月1日から、リトアニア 1994年7月5日から2004年11月30日まで、ラトビア 1995年5月1日から2005年6月30日まで、クロアチア 2004年4月1日から2007年12月31日まで、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 1997年11月1日から2008年12月31日まで。

YU (セルビア・モンテネグロ国家連合)にて保護を得ることを目的に2004年11月1日から2006年6月3日までに提出される国際出願は、現在のセルビア共和国(RS)の領土まで拡張できます。2006年6月4日から提出されRSを指定する国際出願についても同様です。

現在のモンテネグロ共和国(ME)におけるかかる出願の効力については、2007年10月12日にモンテネグロ共和国官報第61/07号で公表され2007年10月20日に発効した2007年9月20日の知的財産権適用に関する規制を参照してください。
- 4 本書式の印刷後に拡張協定が発効し、国際出願で指定された国のスペース。
- 5 (部分的)支払日に提出済みの出願文書のページ、支払がなされていない場合は31月の期限に提出済みの出願文書のページは、補正ページによる提出済み文書ページの差し替えが明示されていない限り、追加料金の計算に計上されます。書式1200のページと35ページの料金は免除されます。

- 6 この欄には、追加料金(第2条、第1a項、RFee)の計算に計上される欧州特許庁面前手続き(EPC R. 159 (1)(B))用ページだけを記入してください。PCT第19条及び/又は第34条のもとで公開及び/又は補正され、差し替えられ、上記の目的には使われない出願の残りのページ/部分は、この欄に記入しないでください。
- 7 この欄には、追加料金(第2条、第1a項、RFee)の計算に計上される欧州特許庁面前手続き用のページ数のみ記入してください。PCT第19条及び/又は第34条のもとで公開及び/又は補正され、差し替えられ、上記の目的には使われない出願の残りのページ/部分は、この欄に記入しないでください。